

令和2年12月22日

記者発表

マイナンバーカードの交付申請はお早めに！

ーマイナポイントの付与対象拡大などー



国の補正予算（第3号）が閣議決定され、マイナポイント制度（※）が拡充されるなど、マイナンバーカードに関して様々な検討がなされ、利便性が向上していきます。

また、今月末からカードを取得されていない方に交付申請書の郵送が順次始まりますので、お早めに申請してください。

○ マイナポイント制度の拡充

対象者 4,000万人 ⇒ 5,000万人

付与期間 令和3年3月まで ⇒ 令和3年9月まで（3月末までにカード交付申請が必要）

（※）マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、上限5,000円分のポイントがもらえる制度

（参考）マイナンバーカードの利便性向上

・健康保険証との一体化（令和3年3月）

〔国において検討中〕

・マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載（令和4年度）

・運転免許証との一体化（令和6年度）

➤ マイナンバーカードの申請方法

The infographic details four application methods for the My Number Card:

- スマートフォンで申請 (Smartphone):** Compared to mail, card completion is faster. Required items: Application form, smartphone, and facial scan data.
- パソコンで申請 (PC):** Required items: Application form with ID (23-digit alphanumeric), PC, and facial scan data.
- 証明用写真機で申請 (Photocopier):** Required items: Application form, photo fee, and a self-ink stamp.
- 郵便で申請 (Mail):** Required items: Application form, proof photo (taken within 6 months), and envelope.

担当課	総務部 市町村課 行政班
担当者	福地・東（ひがし）
電話番号	073-441-2192